

# かしの木会居宅介護支援事業所重要事項説明書

医療法人かしの木会  
かしの木会居宅介護支援事業所

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅サービスを提供します。またご契約者のサービス事業者選択への支援を行うにあたっては、ご契約者の希望、必要性に反して特定の事業者、法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関しては公正中立に行ないます。ご契約者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができるものとし、また居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。事業所の概要や提供されるサービス内容等、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 《居宅介護支援事業所とは》

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ・ご契約者の心身の状況や、ご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ・ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等と指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

\* \* 目 次 \* \*

- 1 : 事業者
- 2 : 事業所の概要
- 3 : 事業実施地域及び営業時間
- 4 : 職員の体制
- 5 : 当事業所が提供するサービス
- 6 : 利用料金
- 7 : 担当ケアマネジャーの交替について
- 8 : 苦情の受付について
- 9 : サービス提供記録等の閲覧
- 10 : 個人情報の取り扱い
- 11 : 損害賠償
- 12 : 事故発生時の対応
- 13 : 契約の終了について

## 1:事業者

1	法人名	医療法人かしの木会
2	法人所在地	〒736-0045 広島県安芸郡海田町堀川町 2-23
3	連絡先	電話番号：082（822）3000 FAX 番号：082（822）8438
4	代表者氏名	理事長 山本 佳史
5	設立年月日	平成 11 年 2 月 19 日

## 2:事業所の概要

1	事業の種類	指定居宅介護支援事業所
2	事業の目的	居宅介護支援
3	事業所の名称	かしの木会居宅介護支援事業所 平成 16 年 6 月 1 日指定 広島県 3473200461 号
4	事業所の所在地	〒736-0045 広島県安芸郡海田町堀川町 2-23
5	連絡先	電話番号：082（822）3001 FAX 番号：082（822）8438
6	管理者氏名	大藤 学
7	当事業所の運営方針	要介護状態のある方の、居宅での介護サービス、保険医療サービスが適切に利用することができるよう、援助を行ないます。
8	開設年月	平成 16 年 6 月 1 日

## 3:事業実施地域及び営業時間

1	通常の事業の実施地域	安芸郡海田町・坂町・熊野町・府中町・広島市安芸区・南区		
2	営業日及び営業時間	営業日	月曜日～土曜日 ※但し国民の休日、8/14～8/16、12/31～1/3 を除く	
		受付時間	月曜日～土曜日 8:15～17:00	
		サービス提供時間帯	月曜日～土曜日 8:15～17:00	

## 4:職員の体制

当事業所では、指定居宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
事務所長	1 名（兼務）			1 名	従業員の管理、業務管理、業務改善等
介護支援専門員	3 名	0 名	3	3 名	居宅介護支援の提供

## 5: 当事業所が提供するサービス

### ①サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

1	ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
2	ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望される場合、その他ご契約者から申出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
3	事業者、ケアマネージャーまたは従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）。

### ②《居宅サービス計画の作成》

ご契約者のご自宅を訪問し、ご家族と面談したうえでご契約者的心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護サービス及びその他必要な保健医療サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

事業所は、ケアマネージャーに居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者またはそのご家族に対して提供し、サービスの選択を求めます。

ケアマネージャーは、ご契約者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス原案を作成します。

ケアマネージャーは、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ、指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分し、その同意を得た上で決定するものとします

③《居宅サービス計画作成後の便宜の供与》

- ・ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者との連携を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービス提供されるように、指定居宅サービス事業者等との連携調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請に必要な援助を行ないます。

④《居宅サービス計画の変更》

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、ご契約者と事業所双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤《介護保険施設への紹介》

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又はご契約者が介護保険施設への入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行ないます。

## 6:利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて、介護保険からサービス利用料金として支給される（法定代理受領）ため、下記合成単位表による、ご契約者の自己負担はありません。

要介護 1・2	1,086 単位
要介護 3・4・5	1,411 単位
初回加算	300 単位
特定事業所加算Ⅲ	323 単位
入院時情報連携加算Ⅰ	250 単位
入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位
退院退所加算Ⅰ 1	450 単位
退院退所加算Ⅰ 2	600 単位
退院退所加算Ⅱ 1	600 単位
退院退所加算Ⅱ 2	750 単位
退院退所加算Ⅲ	900 単位
通院時情報連携加算	50 単位

※地域区分 7 級地（合成単位数×10.21 円）

但し、通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供に際し要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点からその実費を徴収させて頂きます。自動車を利用した場合は、通常の事業所実施地域を越えた地点から路程 1 キロメートル当り 20 円を実費として頂きます。

## 7:担当ケアマネージャーの交替について

事業所の都合によりケアマネージャーを交替することがあります。尚ケアマネージャーを交替する場合には、ご契約者に対して、サービス利用上の不利益が生じないように充分配慮するものとします。

また、ご契約者から選任されたケアマネージャーの交替を希望される場合には、当該ケアマネージャーが業務上不適当と認められる事項、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対してケアマネージャーの交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定のケアマネージャーの指定はできません。

## 8:苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口にて受け付けています。

受付窓口（担当者）	大藤 学
役職名	管理者 大藤 学（介護支援専門員）
電話番号	082-822-3001
受付時間	月曜日～土曜日 9:00～17:00（但し国民の休日、8/14～8/16、12/31～1/3 を除く）

公的機関においても、下記機関にて苦情申出等ができます。

海田町役場 長寿保険課	住所	〒730-0043 安芸郡海田町上市 14 番 18 号
	電話番号	082-823-9609
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00

広島市安芸区役所 健康長寿課	住所	〒736-8555 広島市安芸区船越南三丁目 2 番 16 号
	電話番号	082-821-2823
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00

広島県国民健康 保険団体連合会	住所	〒730-8503 広島市中区東白島町 19 番 49 号
	電話番号	082-554-0783
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15

## 9:サービス提供記録等の閲覧

当事業所では、事業計画、サービス提供記録等に関して、ご契約者及びそのご家族のうち、これを希望される場合は閲覧を許可しています。ご希望者は、閲覧希望書に必要事項を記入し、職員までお申込下さい。閲覧希望書は事務所にありますので、必要な方は職員までお申し付け下さい。

## 10:個人情報の取り扱い

当事業所で知り得た個人情報については、これを厳重に管理するとともに、保存の必要性が無くなった時点で、これを速やかに且つ適正に処分します。但し、当事業所で知り得た個人情報は下記項目に限って、ご契約者、ご家族同意のもと使用します。

- ② 居宅介護支援業務および介護予防支援業務の遂行

- ②サービス担当者会議での情報共有
- ③各サービス担当者及び主治医との情報共有
- ④当事業所内でのカンファレンス・ミーティング
- ⑤関連学会、研修会での匿名下での発表
- ⑥その他、公官庁等の法律法令上の照会時

尚、本人に生命の危機等重大な危機が迫っている場合等はこの限りではありません（救急病院への情報伝達等）。また、利用目的が変更される場合は、事前に変更事由を説明し、変更届に同意した上で利用変更します。

## 11:損害賠償

事業所の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 12:事故発生時の対応

事故が発生した際には、医師、看護師等の連携のもとに救急処置を行います。ご契約者に対しては、誠心誠意対処にあたるとともに、ご契約者、ご家族に対して事故の説明等を行います。事故の報告は文書により行いますが、緊急を要する場合は、口頭で直ちに下記の様に連絡致します。

- ・担当者→管理者→事務長→副院長→院長

事故報告書の記載は、事故発生原因者が明確な場合は当該本人、直接の原因者が存在しない場合で、事故を発見した場合は発見者と管理者が行います。また事故経過の記録は、ご契約者本人の状況、対処の方法、ご契約者及びそのご家族への説明内容を速やかに記載します。事故が発生した場合、当法人の委員会において事故の分析を行うとともに、原因や対応及び防止策について評価検討を加え、その後の事故防止に努めます。

## 13:契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効満了日までですが、契約期間満了の7日前までに、ご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、同条件で更新され、以後も同様となります。但し、以下のような事由の場合は契約が終了となります。

1	ご契約者が死亡した場合
2	要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立および要支援と判定された場合
3	ご契約者が介護保険施設等に入所した場合
4	事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により、事業所を閉鎖した場合
5	当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

契約の有効期間内であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し以下の場合には即時に契約を解約することができます。

1	事業者もしくはケアマネージャーが、正当な理由無く本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
2	事業者もしくはケアマネージャーが、守秘義務に違反した場合
3	事業者もしくはケアマネージャーが、故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

また、以下の事項に該当する場合は事業所から本契約を解除させていただくことがあります。

1	ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2	ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス事業者、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

かしの木会居宅介護支援事業所

説明者 \_\_\_\_\_ (介護支援専門員)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_

連帯保証人住所 \_\_\_\_\_

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_

立会人住所 \_\_\_\_\_

立会人氏名 \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第38号第4条の規程に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のため作成したものです